

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- 生活文化局消費生活部取引指導課……………一
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………二
- 都市整備局市街地建築部建築企画課……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- 都市整備局市街地建築部建築指導課……………二
- 都営住宅の廃止……………二
- 都市整備局都営住宅経営部経営企画課……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………二
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………二
- 建築基準法による道路位置の指定（二一件）……………二
- 都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………六
- 環境局環境改善部化学物質対策課……………六
- 鳥獣捕獲等事業の認定（環境局自然環境部計画課）……………八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………八
- 環境局多摩環境事務所環境改善課……………八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………九
- 救急医療機関の申出事項の変更……………九
- 福祉保健局医療政策部救急災害医療課……………九
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害者支援施設の廃止……………一〇
- 福祉保健局障害者施策推進部計画課……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定（二一件）……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………一〇
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………一〇
- 知事指定薬物の指定の失効……………一〇
- 福祉保健局健康安全部業務課……………一〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………一〇
- 建設局道路管理部監察指導課……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………一〇
- 建設局公園緑地部公園課……………一〇
- 特定非常利活動法人の定款の変更の認証申請……………一〇
- 生活文化局都民生活部地域活動推進課……………一〇
- 特定非常利活動法人の設立の認証申請……………一〇
- 特定非常利活動法人の認定……………一〇
- 開発行為に関する工事完了（二一件）……………一〇
- 都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……………一〇
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………一〇

公告

- 東京都告示第九十号……………一〇
- 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）以下「法」という。（第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。平成二十八年一月二十九日）……………一〇
- 一 被処分者……………一〇
- （一）名称……………一〇
- 株式会社ワールド・アコード……………一〇
- （二）代表者氏名……………一〇
- 佐々木 義美……………一〇
- （三）主たる事務……………一〇
- 台東区台東四丁目十三番二十一号八F……………一〇
- 所の所在地……………一〇
- 二 処分年月日……………一〇
- 平成二十七年十二月二十一日……………一〇
- 三 処分内容……………一〇
- 平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年十二月二十一日までの間（十二箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。……………一〇
- （一）契約の締結について勧誘すること。……………一〇
- （二）契約の申込みを受けけること。……………一〇
- （三）契約を締結すること。……………一〇
- 四 適用条項……………一〇
- 法第八条第一項……………一〇

告示 一示

- 環境局環境改善部大気保全課……………一〇
- 平成二十八年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………一〇
- 東京消防庁……………一〇
- 平成二十八年度防火管理講習及び防災管理講習の実施……………一〇
- 平成二十八年度自衛消防技術試験の実施……………一〇
- 消防法に基づく命令……………一〇

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート(24号棟)	新宿区戸山2	33.7	1	29,100
改良	中層耐火	西大久保アパート(4号棟)	新宿区大久保3-13	32.8	1	27,300
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	64.8	1	56,400
改良	高層耐火	白鷺東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	63.4	2	46,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(7号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	31,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(2号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート(20号棟)	荒川区町屋7-9	39.0	1	28,300
改良	中層耐火	西俣木間三丁目アパート(2号棟)	足立区西俣木間3-2	33.4	1	22,700
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900
再開発	高層耐火	白鷺東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400

●東京都告示第九十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年一月二十九日

東京都知事 舩添 要一

名称	位置	区画数
久我山アパート駐車場	杉並区久我山二丁目 三七区画	八番
桐ヶ丘アパート一〇四	北区桐ヶ丘二丁目一 一四区画	番ほか
駐車場	番ほか	
坂下一丁目アパート駐	板橋区坂下一丁目八 三七区画	番
車場		
府中南町アパート駐車	府中市南町四丁目四 二一三區画	十番地

●東京都告示第九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年 小平市喜平町 延長
第一項第五号 年十二月二 一丁目千百三 二八・八〇
の規定による 十五日 十八番三、千 幅員
百三十九番三 四・〇〇
及び同番六

●東京都告示第九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

●東京都告示第九十九号

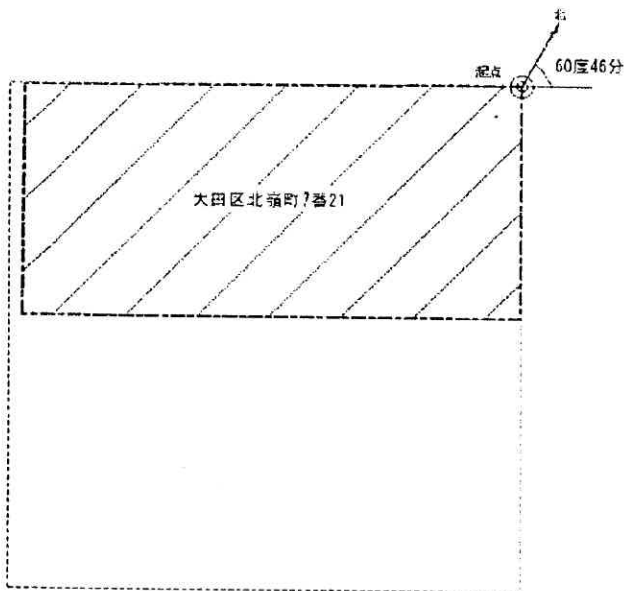
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（大田区北嶺町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【 凡 例 】

- : 調査対象地
- - - - : 単位区画
- ▨ : 要措置区域

【 起 点 】

起点は、大田区北嶺町7番21の最北端とする。

【 格子の回転角度 】

60度46分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。